

下地島宇宙港事業推進コンソーシアム規約

2021年5月

PDエアロスペース株式会社

目次

第1章 総則	2
第1.1条 本規約の適用	2
第1.2条 用語の定義	2
第2章 目的	2
第2.1条 本会の目的	2
第2.2条 本会の活動	2
第2.3条 発起人	2
第3章 会員	2
第3.1条 入会	2
第3.2条 会員の権利	3
第3.3条 年会費	3
第3.4条 費用負担	3
第3.5条 禁止事項	3
第3.6条 会員の責任	3
第3.7条 退会	4
第4章 組織	4
第4.1条 幹事会	4
第4.2条 幹事	4
第4.3条 主幹事	5
第4.4条 運営事務局	5
第4.5条 ワーキンググループ	5
第5章 知的財産権	5
第5.1条 権利の帰属	5
第5.2条 会員のロゴマークの提供	5
第6章 本規約の変更及び本会の終了	6
第6.1条 本規約の変更	6
第6.2条 本会の終了	6
第7章 免責	6
第7.1条 免責	6
第8章 秘密保持	7
第8.1条 秘密保持義務	7
第9章 その他	7
第9.1条 反社会的勢力の排除	7
第9.2条 通知	8
第9.3条 合意管轄	8
第9.4条 準拠法	8
第9.5条 協議条項	8
第9.6条 実施細則	8

第1章 総則

第1.1条 本規約の適用

この下地島宇宙港事業推進コンソーシアム規約（以下「本規約」といいます。）は、PDエアロスペース株式会社（以下「当社」といいます。）が管理・運営する本会（第1.2条に定義します。）に、会員（第1.2条に定義します。）が参加するにあたって適用されます。

第1.2条 用語の定義

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 「本会」とは、当社が下地島宇宙港事業推進コンソーシアムの名称（英文名称を「Shimoji-shima Space Port Business Consortium」とします。）で管理及び運営するコンソーシアムをいいます。
2. 「宇宙港事業」とは、下地島空港に「宇宙港」の機能を付加し、各国の民間企業等が開発を進める有翼型宇宙往還機（スペースプレーン）の離発着場に用いる事業をいいます。
3. 「申込者」とは、本会への入会を希望される法人又は当社が本会の入会申込を依頼した自然人をいいます。
4. 「会員」とは、第3.1条の規定に基づき入会が認められた国内外の法人又は自然人をいいます。
5. 「幹事」とは、当社及び本規約第4.2条第2項に基づき選任される会員をいいます。
6. 「主幹事」とは、当社をいいます。
7. 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）、ノウハウその他これらに類似する権利（出願中の権利を含み、登録されているか否かを問いません。）をいいます。

第2章 目的

第2.1条 本会の目的

本会は、宇宙港事業並びに宇宙港事業を基点とした街づくり、人づくり及び産業振興に資する活動を行うことを目的とします。

第2.2条 本会の活動

本会は、前条の目的を達成するため以下の活動を行うものとします。

- (1) 宇宙港事業及び関連事業に関わる企画及び推進活動
- (2) 渉外活動（地域社会との連携、企業誘致、プロモーション活動など）
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動（付随する庶務、管理事項など）

第2.3条 発起人

本会は、当社により設立されます。

第3章 会員

第3.1条 入会

1. 申込者は、本規約に同意の上、当社に対し当社所定の入会申請書を提出することにより入会の申込みを行い、当社が承認した場合に会員となるものとします。
2. 当社は、本会の目的、申込者の事業の内容及び態様、法令遵守の状況、その他の事情を総合的に考

慮し、申込者の本会への入会の認否を判断します。

3. 当社は、申込者の本会への入会の認否を、書面又は電子メールにより、申込者へ通知します。
4. 会員は、入会にあたって当社及び運営事務局に連絡先その他当社が定めた事項を届け出るものとします。届け出た内容に変更が生じた場合、当社所定の方法により、遅滞なく、その旨を届け出るものとします。届出を怠ったことにより会員に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第3.2条 会員の権利

会員は、当会への入会により、以下の各号に定める行為を行うことができるものとします。

(1) 会員表示

本会の会員であることを、自社の広告、パンフレット等において示すことができます。ただし、本条の規定にかかわらず、知的財産権の取り扱いについては第5.1条に定めるところに従うものとします。

(2) ネットワーク形成

第4.5条に定めるワーキンググループその他本会が実施する活動に参加することができます。

(3) 情報共有

当社が当該会員に限定して公開するWebサイトにアクセスすることができます。

第3.3条 年会費

本会について、会員における入会金、年会費、その他の会費の負担は本規約の別紙に定めるものとします。

第3.4条 費用負担

本会について、会員及び当社は、本会における自らの役割につき、自らの費用負担において実施するものとし、別段の合意のない限り、他の会員に生じる費用について負担する義務を負わないものとします。

第3.5条 禁止事項

1. 会員は、本規約上の地位、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、当社の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡、貸与若しくは担保の目的に供してはならないものとします。
2. 会員は、本会の利用にあたって以下に定める行為を行ってはならないものとします。以下に規定する行為があったと当社が認めた場合、当社はいつでも会員を退会させることができるものとします。
 - (1) 本規約に定めた条項に違反する行為、又はその恐れがある行為
 - (2) 本会、会員、当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらの恐れのある行為
 - (3) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
 - (4) 前号のほか、法令に違反する行為
 - (5) その他当社が本会の会員として不適切と判断する行為
3. 会員は、前項の規定による本会からの退会により損害を被った場合も、当社に対し、一切の請求をできないものとします。

第3.6条 会員の責任

1. 会員は、本会への参加、本会における活動は、自己責任・自己負担において実施し、その結果につき一切の責任を負うものとします。
2. 本会に関連して、会員の責めに帰すべき事由により、当社又は当該会員と第三者（又は他の会員）

との間に紛争（裁判上であるか否かは問いません。）が生じた場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該紛争を解決するものとします。また、当社に経済的負担が生じた場合には、当該会員は、当社が被った損害を賠償するものとします。

3. 本条の定めは、会員が退会し又は本会が終了した後も有効に存続するものとします。

第3.7条 退会

1. 会員は退会を希望する日の60日前までに当社所定の方法で当社に届出を提出することで、当該希望日に本会を退会するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が同意した場合、会員はいつでも本会を退会できるものとします。
3. 会員は、本会の決定に反対又は合意できない場合、当社所定の方法で当社に届出を提出することで、当該決定の効力が発生する日の前日付けで本会を退会することができます。

第4章 組織

第4.1条 幹事会

1. 本会には幹事会を置くものとします。
2. 幹事会は、幹事で構成されるものとします。
3. 幹事会は、本規約に定めるものの他、当社が委任した事項を議決するものとします。また、幹事会においては、本会の方針、運営上の課題、本会を通じた活動の内容及び進捗状況その他本会に関する事項のうち、当社が必要と判断するものについて、協議又は情報共有を行うものとします。
4. 幹事会は、必要に応じて開催することとし、当社が招集するものとします。ただし、幹事の3分の2以上から請求があった場合は、当社は幹事会を招集しなければならないものとします。
5. 幹事会は、ビデオ会議（Web会議を含む。）又は電話会議によっても開催できるものとします。
6. 幹事会の決議は、電子メール等を用いて投票を行い、出席した幹事の過半数をもって決するものとし、賛否同数のときは主幹事がこれを決するものとします。なお、当社の宇宙港事業に直接的に関係すると当社が判断する幹事会の決議については、当社が反対票を投じた場合には、当該幹事会の決議は否決されたものとみなされます。
7. 幹事会は、各ワーキンググループに対し、特定の事項の検討を要請することができるものとします。
8. 幹事会は、ワーキンググループ長に対し、ワーキンググループの活動内容について報告を求めることができるものとします。
9. 幹事会の議事については議事録を作成するものとし、事前に当社が指定した幹事が議事録を作成・保管するものとします。議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとします。
 - (1) 開催日時、場所（ビデオ会議又は電話会議である場合にはその旨）
 - (2) 出席した幹事の名前
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 附属資料

第4.2条 幹事

1. 本会成立時の幹事は、当社とします。
2. 前項以外の幹事は、幹事会の決議により選任又は解任することができるものとします。なお、幹事は会員の中から選任されるものとし、幹事である会員が退会した場合には、当該会員は幹事ではなくなるものとします。

第4.3条 主幹事

1. 主幹事は本会を代表して幹事会を主宰し、本会の会務を総理するものとします。
2. 主幹事は、当社とします。

第4.4条 運営事務局

1. 本会の事務を処理するために、運営事務局を置くものとします。
2. 運営事務局には事務局長を置くものとし、事務局長は幹事会の決議により選出されるものとします。
3. その他運営事務局に関する必要な事項は、当社が幹事会の決議を得て、別に定めるものとします。

第4.5条 ワーキンググループ

1. 本会には、ワーキンググループを置くものとします。
2. 各ワーキンググループには、ワーキンググループ長を置くものとし、ワーキンググループ長は幹事会の決議により選出されるものとします。

第5章 知的財産権

第5.1条 権利の帰属

1. 本会の活動において創出された商標権は、当社に帰属するものとします。
2. 本会の活動において創出された商標権を除く知的財産権（以下「本知財権」といいます。）の帰属については、会員のうち発生に関与した者及び当社で協議し、決定するものとします。
3. 前項の協議の結果、本知財権が当社に帰属しない場合、当該権利が帰属する会員は、当社に対し、当該権利を非独占的に実施、利用又は使用（以下「実施等」といいます。）する権利を無償で許諾するものとします。なお、当該権利を許諾した会員が本会を退会した場合でも、当該実施権は有効に存続するものとします。
4. 本知財権が帰属する会員は、本会にて当該権利を第2.1条に定める目的（本会の活動の成果を踏まえ、当社と個々の会員との間で第2.2条第1号の企画を実現する目的を含み、以下「本目的」といいます。）において実施等できるものとし、本目的以外の目的で実施等する場合には、当該権利が帰属する他の全ての会員より同意を得なければならないものとします。
5. 会員は、本知財権が帰属する当社又は会員が別途定める条件により、本会にて当該権利を本目的において実施等できるものとします。なお、当該権利を許諾した会員が本会を退会した場合でも、当該実施権は有効に存続するものとします。
6. 当社又は会員が本会の活動とは別に取得した知的財産権は、本会の活動において開示された場合も、当該開示によって当社又は他の会員に対し実施等の許諾されたものとはなりません。
7. 本条の定めは、会員が退会し又は本会が終了した後も有効に存続するものとします。

第5.2条 会員のロゴマークの提供

1. 会員は、当社に対し、自己のロゴマークを提供し、本会のプロモーション等に関連し、当該会員が本会の会員であることを示す目的で当社が使用することを無償で許諾するものとします。なお、当社は、会員から提供を受けたロゴマークを使用するにあたり、サイズ等を変更することができるものとします。
2. 会員は、前項に基づき当社が使用するロゴマークの変更を希望する際は、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。ただし、会員から当該変更の届出があった場合も、変更前のロゴマー

クを差し替えることが困難な場合（差替えに追加の費用がかかる場合を含みます。）、当社は変更前のロゴマークを使用することができるものとします。

3. 会員は前二項に基づき当社に対して提供したロゴマークが、第三者の知的財産を侵害するものでないことを保証するものとします。

第6章 本規約の変更及び本会の終了

第6.1条 本規約の変更

1. 当社は、変更の30日前までに会員に通知することにより、通知した効力発生予定日に本規約を変更することができるものとします。
2. 会員は、前項による本規約の変更に関して異議がある場合、当社に対し、協議を申し入れることができるものとします。
3. 当社は、通知した効力発生予定日までに会員に対して通知することで、本規約の変更を撤回することができます。
4. 第1項による本規約の変更が、会員に義務を課し又は権利（本規約により認められる権利を除きます。以下本項において同じです。）を制限するものである場合（軽微な場合を除きます。また、既存の義務又は権利の制限を加重する場合を含みます。）、会員は、第3.7条の定めにかかわらず、第1項の通知から30日以内に当社に退会する旨を届け出ることによって、本規約の変更の効力が発生する日の前日付けで本会を退会することができます。

第6.2条 本会の終了

1. 当社は、終了の30日前までに会員に通知することにより、本会を解散させることができるものとします。
2. 会員は、前項による本会の終了に関して異議がある場合、当社に対し、協議を申し入れることができるものとし、当社は、協議に応じるよう努めるものとします。
3. 当社は、本会の終了が効力を発生する日までに会員に対して通知することで、本会の終了を撤回することができます。

第7章 免責

第7.1条 免責

1. 当社は、会員が本会を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について、いかなる責任も負いません。
2. 当社は、本規約その他本会に適用される他の定めにかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の責めに帰すべき事由によらない損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、いかなる責任も負いません。
3. 当社は、第6.1条による本規約の変更又は第6.2条による本会の終了に関し会員に損害又は費用の負担が発生した場合も、会員に対し、いかなる責任も負いません。
4. 本条の定めは、会員が退会し又は本会が終了した後も有効に存続するものとします。

第8章 秘密保持

第8.1条 秘密保持義務

1. 当社及び会員は、本会において開示された当社又は会員の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下のいずれかに該当する情報を除きます。以下「秘密情報」といいます。）について、第三者に開示・漏洩しないものとし、本目的以外に使用しないものとします。
 - (1) 開示の時点において公知であったか、又は開示を受けた後に開示を受けた会員の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (2) 開示を受ける前から正当に保持していた情報
 - (3) 開示を受けた情報を使用することなく、独自に開発した情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく開示を受けた情報
2. 当社及び会員は、行政機関、司法機関又は金融商品取引所より秘密情報の開示を要求された場合、法令・規則等に基づく開示義務の範囲に限り、当該行政機関、司法機関又は金融商品取引所に対して秘密情報を開示することができます。
3. 当社は、当社が行う事業の実現可能性の検討その他本目的に必要な範囲で、本条と同等の秘密保持義務を課した第三者に秘密情報を開示することができるものとします。
4. 会員（以下、秘密情報を第三者に開示した会員を（以下「開示会員」といいます。））は、自らが行う事業の実現可能性の検討その他本目的に必要な範囲で、他の会員が開示した秘密情報を第三者に開示することができるものとします。

但し、開示会員は、本規約に定める会員の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者が本規約に定める会員の義務に反する行為をした場合には、当該行為は開示会員が行ったとみなされるものとします。
5. 本条の定めは、会員が退会し又は本会が終了した後も有効に存続するものとします。

第9章 その他

第9.1条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、入会にあたり、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第1号に規定する行為。）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと
 - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問いません。）が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 - (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
 - (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係を有していないこと

2. 会員は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
3. 会員は、自らが第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
4. 当社は、会員が第1項又は第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、会員を本会から退会させることができるものとします。
5. 会員は、前項の規定による本会からの退会により損害を被った場合も、当社に対し、一切の請求をしないものとします。

第9.2条 通知

1. 会員は、入会の申込みにあたり当社に届け出た連絡先を変更するときは、当社に、その変更を事前に届け出るものとし、事前に届け出なかった場合、変更後に速やかに届け出るものとします。
2. 当社が、会員に対して本会に関する通知を行う場合、会員から届出のあった連絡先に通知するものとし、当社の故意・重過失がある場合を除き、当該通知が通常到達すべき時に通知があったものとみなします。

第9.3条 合意管轄

会員と当社との間で本会又は本規約に関連して法的紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9.4条 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

第9.5条 協議条項

本規約に定めのない事項及び本会について疑義が生じた事項については、当社と会員との間で別途誠実に協議するものとします。

第9.6条 実施細則

本規約の実施に関して必要な事項は、当社が幹事会の決議を得て、別途定めるものとします。

発行日：2020年11月1日 初版

2021年3月28日 改訂

2021年5月26日 改訂

以 上

(別紙)

第 3.3 条 年会費について

本会について、現時点では、会員における入会金、年会費は、0 円とします。

以 上